

西郷村告示第39号

西郷村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成27年西郷村条例第20号）第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月15日

西郷村長 高橋 廣志



記

- 1 公の施設の名称 西郷村農産物直売所
指定する団体 西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40番地
一般財団法人西郷村農業公社
理事長 金田 昭二
指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで